

平成 30 年 第 4 回

高森町議会 12 月定例会会議録

平成 30 年 12 月 10 日 開会

平成 30 年 12 月 14 日 閉会



高 森 町 議 会

1 2 月 1 0 日 (月)

(第 1 日)

平成30年第4回高森町議会定例会（第1号）

平成30年12月10日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

8 番 本田 生一君

10 番 佐伯 金也君

日程第 2 会期の決定

（1） 会 期 （5日間）

自 平成30年12月10日

至 平成30年12月14日

（2） 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月10日（月）	本会議	議案審議・説明・質疑・付託
	休 会	総務常任委員会
12月11日（水）	〃	文教厚生常任委員会 建設経済常任委員会
12月12日（水）	〃	
12月13日（木）	本会議	一般質問
12月14日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

日程第 5 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 8 議案第53号 訴えの提起について

日程第 9 議案第54号 財産の処分について

- 日程第10 議案第55号 工事請負契約の変更について
 日程第11 議案第56号 工事請負契約の変更について
 日程第12 議案第57号 工事請負契約の変更について
 日程第13 議案第58号 工事請負契約の変更について
 日程第14 議案第59号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
 日程第15 議案第60号 高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正について
 日程第16 議案第61号 平成30年度高森町一般会計補正予算について
 日程第17 議案第62号 平成30年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
 日程第18 議案第63号 平成30年度高森町介護保険特別会計補正予算について
 日程第19 議案第64号 高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
 日程第20 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- | | | | |
|------|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 牛 嶋 津世志 君 | 3 番 | 後 藤 三 治 君 |
| 4 番 | 興 梶 壽 一 君 | 5 番 | 芹 口 誓 彰 君 |
| 6 番 | 立 山 広 滋 君 | 7 番 | 森 田 勝 君 |
| 8 番 | 本 田 生 一 君 | 9 番 | 田 上 更 生 君 |
| 10 番 | 佐 伯 金 也 君 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

- | | | | |
|-----------|-----------|--------------------|-----------|
| 町 長 | 草 村 大 成 君 | 副 町 長 | 本 田 敦 美 君 |
| 教 育 長 | 佐 藤 増 夫 君 | 総 務 課 長 | 沼 田 勝 之 君 |
| 生活環境課長 | 後 藤 健 一 君 | 会 計 課 長 | 古 澤 要 介 君 |
| 健康推進課長 | 阿 南 一 也 君 | 住民福祉課長 | 佐 伯 実 君 |
| 建 設 課 長 | 東 幸 祐 君 | 農林政策課長 | 荒 牧 久 君 |
| 税 務 課 長 | 松 本 満 夫 君 | 政策推進課長
兼TPC事務局長 | 田 上 浩 尚 君 |
| 教育委員会事務局長 | 馬 原 恵 介 君 | たからポイントチャンネル事務局長 | 岩 下 徹 君 |

健康推進課審議員	野 中 裕美子 君	政策推進課審議員	橋 本 俊太郎 君
建設課審議員	野 尻 光 也 君	税務課審議員	渡 邊 成 治 君
教育委員会審議員	古 庄 泰 則 君	総務課総務係長	住 吉 勝 徳 君
総務課財政係長	代宮司 猛 君	代表監査委員	古 庄 良 一 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	安 藤 吉 孝 君	議会事務局庶務係長	眞 原 友 紀 君
--------	-----------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

平成30年第4回高森町議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私御多忙のところ、本定例会に御出席いただき誠にありがとうございます。

本年最後の定例議会ということで、一年間を振り返ってみますと、私はできることは全力でやってきたと自分で思っておりますし、また先般、熊本県知事のほうから、熊本空港からのアクセスというところの発表がなされました。大変大きな発表ではなかったかなというふうに考えております。

統一地方選もじきに控えておりますし、議員の皆様もそれぞれ、これまで御活動なされてきたことをしっかりラストスパートをかけていただいているところだというふうに認識をしておるところでございます。

また一昨日は、大相撲の冬巡業であります、「阿蘇高森場所」を開催し、たくさんのお来場をいただいたところですが、平成時代を締めくくる一年にあたり、御招待いたしました被災地域の皆様や町民の皆様に対しては、少しは元気をお届けできたのではないかと思いますのでございます。

様々な事業の執行に際し、町議会はもとより、国、県議会、また熊本県庁などの関係機関、国会議員の皆様方、多くの皆様の御支援・御協力の下、着実に成果が現れており、改めて関係各位に感謝を申し上げるものでございます。

さて、本定例会で御提案いたしますのは、承認2件、諮問1件、議案12件でございます。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成30年第4回高森町議会定例会を開会します。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 本田生一君、10

番 佐伯金也君を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、１１月２９日に行われました議会運営委員会において、本日１０日から１４日までの５日間と決定しておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日１０日から１４日までの５日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（田上更生君） 日程第３、諸般の報告を議題とします。

閉会中に行われました報告を、各委員長及び監査委員からお願いします。

まず、議員の派遣等について、議長から報告いたします。

１０月４日、県下町村議会議員研修会が嘉島町民公民館で開催され、全議員出席をいたし、研修をしてまいりましたところでございます。

１０月９日・１０日に、福島県相馬市との防災協定の調印式へ正副議長が出席をいたしました。災害時の相互支援等の協定を締結してまいりましたところでございます。

１０月１９日、阿蘇郡市議会議員の研修会及びスポーツ大会へ、全員出席をいたしました。阿蘇郡市間の連携のための交流、阿蘇は一つという中で、連携を図りながら、これから地域づくりをやっていくというようなことで、交流を重ねてきたところでございます。

１０月２０日、熊本県人権同和教育研究大会が芦北町で開催され、議会から３名が出席をいたしました。

１０月２９日、第６回子ども議会が開催され、中学校から４班に分かれて、御提案をいろいろといただき、子ども議会が開催をされました。

１１月７日・８日、阿蘇郡市正副議長研修会が福岡市の熊本県福岡事務所で行われました。出先機関であります福岡市で研修を重ねてきたところでございます。

１１月１３日から１５日、阿蘇郡市議長研修会が沖縄県で行われました。沖縄の

世界遺産並びにまちづくり等について、研修をしてきたところでございます。

11月17・18日、全国人権同和教育研究大会が滋賀県で開催され、佐伯副議長が出席をし、研修をしてまいりました。

11月20日から22日に、全国議長大会が東京で開催され、議長が出席をいたしました。熊本地震をはじめ、東北地震、それから昨年の北部九州豪雨災害、それから本年の西九州豪雨災害等の災害復旧・復興についての陳情・要望等も重ねて行ったところでございます。

最後に11月28・29日に、議会報告会及び意見交換会を開催し、JA阿蘇高森支部の青年部・婦人部、そしてPTA連絡協議会から御出席をいただき、有意義な意見交換・要望等の御意見をいただいたところでございます。

以上で、議員派遣の報告といたします。

引き続きまして、文教厚生常任委員会報告を立山委員長よりお願いいたします。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

文教厚生常任委員会の視察研修の報告をいたします。先月11月15日木曜日から16日金曜日、一泊二日で文教厚生常任委員5名と役場の健康推進課の職員4名、合計9名で、15日は熊本県の和水町、16日は長崎県の東彼杵町へ視察研修に行ってまいりました。

研修内容といたしましては、1. 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上の取り組みについて。2. 介護保険給付費・医療費の抑制のための取り組みについて。3. 生活習慣病重症化予防事業・介護予防事業の取り組みと推進体制について。4. 事業推進の拠点施設の見学。以上、四つの項目を重点的に研修してまいりました。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長、報告をお願いいたします。後藤委員長、お願いいたします。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） おはようございます。3番 後藤です。

建設経済常任委員会より、閉会中の常任委員会を2回開催いたしましたので、報告いたします。

まず、10月19日に、先の9月定例会最終日に付託されました、町道大村環状線及び大村・前原線の道路改良整備の請願書提出について、現地確認を行うとともに、他の町道整備の状況について協議いたしました。明日開催の常任委員会に取りまとめを行い、後日報告いたします。

その後、大村水源地の現地確認を行い、現状報告をいただきました。なお、水道水については、住民の生活にとって、必要不可欠なものであり、十分な注意をはらうよう意見を加え、要望いたしました。

次に、１１月２９日に、平成２４年９月定例会で可決いたしました町道西原・前原線維持工事に伴う立木移転補償費１５０万円について、その後の町の対応や、今後の取り組みについて協議を行いました。いろいろと問題もありますが、早期に工事が完了するようお願いするものであります。

以上、建設経済常任委員会の報告といたします。

○議長（田上更生君） 続きまして、議会広報特別委員会報告を興梠委員長、お願いいたします。

○議会広報特別委員長（興梠壽一君） おはようございます。４番 興梠です。

議会広報特別委員会より、閉会中、特別委員会を３回開催いたしましたので、御報告申し上げます。

当委員会では、議会広報「絆」第７２号の発送に向けまして、１０月１１日・１７日・２５日の委員会を開催し、１１月６日に発送を行いました。また、１１月１３日、議会広報コンクール表彰式及び議会広報研修会がグランメッセで開催され、委員全員出席をいたしました。残念ながら、表彰対象ではありませんでしたが、今後も議会広報充実に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 続きまして、監査報告を興梠監査委員、お願いいたします。

○４番（興梠壽一君） ４番 興梠です。

監査委員より、諸般の報告をいたします。

例月出納検査を、古庄代表監査委員さんと１０月２３日、１１月２０日に行い、指摘事項につきましては、各課に文書においてつないでおります。また、１１月１日から２日間にかけて、東京で開催されました全国監査委員研修に、古庄代表監査委員さんとともに出席し、今後の監査のあり方について研修を行いましたので、御報告いたします。

○議長（田上更生君） 以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（田上更生君） 日程第４、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を議題とします。

お諮りします。この選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思います。それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって、指名推薦によることに決定しました。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、草村町長を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました草村町長を、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました草村町長が当選人と決定しました。ただいま当選されました草村町長が、議場におられますので、高森町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

草村町長、承諾の意思表示をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合の議員に選出をいただきました。承諾をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） これをもちまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

—————○—————

日程第 5 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第 5、承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） おはようございます。承認第 9 号で報告いたします、専決第 9 号、平成 30 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、御説明申し上げます。

専決しました内容は、後ほど説明がありますが、交通事故・第三者行為に起因する保険給付費の債権返還請求に伴う裁判の経費でございます。

6 ページをお開きください。1 款総務費、1 項 1 目 1 3 節委託料、5 3 万 4, 0 0 0 円につきましては、裁判に伴う弁護士への委託料でございます。今回、補正の増額は行わず、予備費で対応するものでございます。

以上、専決しました主なものについて、その概要を説明しましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

—————○—————

日程第 6 承認第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第 6、承認第 1 0 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第 1 0 号で御承認を求めます、訴えの提起について御説明を申し上げます。

この専決処分につきましては、高森町国民健康保険被保険者の第三者行為に起因する保険給付の債権返還請求のため、その手続きについて緊急を要したため、専決処分を行ったものであります。内容につきましては、平成 2 4 年 1 月 1 6 日、山梨県甲州市高速道路トンネル内での交通事故に伴う第三者行為の医療給付費 6 9 2 万 3, 8 0 4 円及び、これに対する支払い催促送達日から支払い済みまでの年 5 分までの割合による延滞遅延損害金の支払い並びに弁護士費用の支払いを求めるものであります。

被告は、お示ししているとおり、運転していた加害者並びに加害者の勤務する運

送会社であります。その他につきましては、記載してあるとおりでございます。

以上、専決しました主なものについて、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜るようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

—————○—————

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（田上更生君） 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員の岩下暢彦氏は、平成25年1月から同委員として人権擁護行政に御尽力、御協力をいただきましたが、その任期が平成31年3月31日をもって満了するため、その後任として、熊本県阿蘇郡高森町大字上色見1712番地、佐伯一美氏を推薦するものでございます。

同氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じるとともに、人権擁護についての理解も深く、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を求めるものであります。

御審議いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり、推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第53号 訴えの提起について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第53号、訴えの提起についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第53号で御提案いたしました、訴えの提起について御説明を申し上げます。

本案は、町営住宅の明渡し等の請求に関し、下記のとおり高森簡易裁判所に提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

相手方である被告の住所及び入居者氏名については、議案のとおりとなっております。この度の明渡し請求の理由は、長年にわたり、町営住宅の居住の実態がない上、家賃も長期滞納しており、再三にわたる催促にもかかわらず、家賃の支払義務を履行せず、記載の家賃を滞納していることによるものでございます。請求の趣旨といたしましては、相手方に対し、町営住宅の明渡し並びに滞納家賃、訴訟費用の支払いを求めるものでございます。

今回御提案した内容につきまして、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 今、本町におきましては、こういった住宅の家賃の滞納はもとよりでございますけれども、町民税、それから固定資産税、また健康保険税や水道

使用料等におきまして、多くの滞納が見受けられるわけでございます。中には、本件よりも多くの滞納がある方も見受けられますし、また一方では、徴収が不可能だということで、不納欠損処分をしておる事例もございます。

そういった中で本件は、家賃の滞納処理はもとよりでございますけれども、実際に住宅に入居していない、そういったことから今回の提訴というふうになったわけだというふうに思いますし、そのことがほかの滞納者とは違うケースだというふうに思っておりますし、そのことが今回の提訴の大きな要因ではなかったかというふうに思っております。私もやはり、住宅の入居の実態がなければ、早く住宅の明渡しを求めて、そして真に住宅に困っておられる方に住宅を提供すると、そういったことが町としての責務であろうというふうに思っておりますので、今回の提訴についてはやむを得ないというふうに思っております。

また、今回の提訴を機に、執行部におかれましては、ほかの滞納処分につきましても、なお一層の御努力をお願いしたいというふうに思っております。また、住宅の入居に対しましては、連帯保証人が設定をされているはずでございます。この連帯保証人に対しまして、対応につきましては、先般、議会に対しましては、全員協議会の中で説明がありましたけれども、今回は、ＴＰＣで放映がなされております。住民の方が、「連帯保証人がいるのにどうして」というような疑問もお持ちかと思っておりますので、その点につきまして、説明があれば説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 東 幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） おはようございます。ただいまの芹口議員の質問にお答えします。

当然、連帯保証人に対しましても請求するのが筋ではないかということでございますが、まずは本人、一番は住宅の明渡しを一番に思っておりますので、まずは本人からという形で、弁護士とも相談しまして、そういう形になりました。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほかの課においての、滞納分等についての扱いで答弁があればお願いしたいと思いますが。ございませんか。芹口議員、よろしゅうございますか。そのほか、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第54号 財産の処分について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第54号、財産の処分についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。生活環境課長 後藤健一君。

○生活環境課長（後藤健一君） おはようございます。議案第54号の御説明を申し上げます。

1. 財産処分区分 雑種地。2. 所在地 高森町大字高森字町園1604番地2と同字1604番地3です。3. 処分土地面積 1,933平方メートル。4. 処分の目的 土地の払下げのため。5. 処分の相手方 阿蘇郡高森町大字高森1604番地1 株式会社岩下製材所 代表取締役 岩下全宏氏です。6. 処分予定価格 750万9,744円です。

なお、この土地は、旧南阿蘇畜産農業協同組合の事務所及びせり場跡地の一部でございます。

提案理由は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためです。どうか、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

今、議会の模様はポイントチャンネルで町民の皆様方に放送されております。で、今、課長のほうから1604番地の2と1604番地の3、旧南阿蘇畜協の所有する土地であったのを高森町が所有しております。この場所について、わかりやすく、どの場所になるのかということを御説明いただきたいのと、私、前回の全協の中で御報告がありました内容では、主に保育園の関係者の方たちが車を停めてい

らっしゃいます。その方たちが、保護者の皆さんも一緒なんです、子どもを送り迎えをする際に、仮に車を停められる場所でもありますので、その点について、詳しく場所等の確認をお願いいたします。

○議長（田上更生君） 生活環境課長 後藤健一君。

○生活環境課長（後藤健一君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

まず、場所でございますが、旧畜産農業協同組合跡地といいますと、以前NTTの事務所があったところで、今は法テラスの事務所があったところの向かい側にあたります。当該用地は、現在あります岩下製材所に隣接している2筆の土地でございます。場所を簡単に申し上げますと、段差がありますが、その低い方の土地というふうに理解していただきたいと思います。道路に面している南側と北側の1筆の2筆ということでございます。

御質問がありました保育園の職員等の皆様方の駐車地として、今御利用中ということですが、主にその段差の下の方、法テラス側のほうのことではないかというふうに受け取っております。同用地については、先方の岩下製材所様にも現在そういうふうに使われてるということは重々理解していらっしゃいますでしょうし、それについても、できるだけ御協力をしていただけないかということで申入れをしております。

いずれにしても、この払い下げ等があった場合は、その関係者の皆様方から岩下製材所様のほうにまず御相談をしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。まあ、公的施設、高森町が所有する土地である場合につきましては、町民の皆様方は町のほうに許可をいただいて、承認をいただければ自由に使っていただけるものだと思いますけれども、これが公的財産から民的財産のほうに移転をいたしますと、なかなか今までどおりに使用というものができないような心配がございます。現在は保育園の前の通り、いろいろと車も多ございますし、大型の車両も通ります。実際、岩下製材所さんの大型の車も通るときに、いつもあすこに入られるときに苦勞されておるのも私どもは見ておりますからわかっておるんですけども、ただやはり、保育園の送り迎えをされておるときとか、保育園で運動会やおゆうぎ会、いろいろ行事がございますが、その際に、あの町有地につきましては、多くの皆様方たちが、保護者の皆さんたちがあ

すこを使われるという今までの流れがございますから、今課長が言われたとおり、その民有地には、要するに岩下さんのほうにはお話がしてあるそうですが、所有権が移った後は直接そちらのほうにという形になってくると、なかなか個人から個人への交渉というものは難しいような気がいたします。ですから、やはりちゃんとした形で、不便が出ないように、そういうところについては配慮方を町のほうから岩下製材所様のほうにさせていただけるように、お願いをしたいと思います。現在は民有地を使って、下のほうから上のほう、要するに保育園の西側のほうの空地に車を停められて、子どもを送ってこられる方、それと今の町有地のほうに車を停めて送ってこられる方、それと道に停めて子どもたちを保育園に送られる方がいらっしゃいます。ですから、なるべく道路に停めないで、子どもたちを歩かせて保育園にという方たちはそういうふうな形で両サイドのほうを利用されますから、不便がないようにですね。そのあたりについて、御配慮方をお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 答弁、よろしゅうございますか。はい。

そのほか、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、財産の処分については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第55号 工事請負契約の変更について

日程第11 議案第56号 工事請負契約の変更について

日程第12 議案第57号 工事請負契約の変更について

日程第13 議案第58号 工事請負契約の変更について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第55号、工事請負契約の変更についてか

ら、日程第13、議案第58号、工事請負契約の変更についてまでは関連がありますので、一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） おはようございます。

議案第55号、第56号、第57号、及び58号で提案いたしました、工事請負契約の変更については、同一路線となり関連があるため、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

御提案いたしました路線につきましては、西原・前原線復旧復興防災道路の1工区、2工区、4工区及び5工区に関する契約額の変更であります。

契約に関しましては、本年1月の第1回臨時会、及び3月の第3回の定例会において御提案し、御決定いただいておりますが、その後、工事の進捗に伴い、その設計内容を変更し、請負額に増減が生じ、契約額を変更することとなったため、地方自治法第96条第1項並びに議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

主な変更内容についてを御報告をお願いいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 東 幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） 佐伯金也議員の質問にお答えします。

1工区から6工区でございます。その内の4工区間につきまして、事業費の増減により変更いたしております。契約金額の変更につきまして、主な理由としましては、個人敷地への水路をまたぐ乗り入れ箇所を追加したことが主な要因でございます。減額につきましては、法面の成形及び植生工事の実施面積が減ったことによるものでございます。

各工区の増減を差し引きまして、662万9,563円の増額となっております。29年度繰越分の総事業費としましては、5億7,781万9,963円となります。

どうぞ、提案理由の説明といたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますよ

う、よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 議案ごとの変更の中身でしょ。すみません、建設課長。

○建設課長（東 幸祐君） 失礼いたしました。それではですね、まず、第1工区ですね。当初の請負金額、2億520万円です。変更請負金額が2億1,253万5,668円でございます。先ほども申し上げましたが、1工区につきましては、個人敷地への乗り入れ箇所を2カ所追加したことが主な原因でございます。それと、2工区ですね。当初の請負金額、8,402万4,000円です。変更請負金額、8,619万8,667円でございます。こちら、個人敷地への乗り入れ箇所を2カ所追加したことによります。続きまして、4工区です。当初の請負金額、1億1,653万2,000円でございます。変更請負金額、1億1,460万7,025円でございます。こちら、個人敷地、乗り入れ箇所を追加をしたんでございますが、山林への作業道が4工区にはありますが、大型水路を設置するためにその一部がなくなるということで、水路部分をですね、その分、次期工事とあわせて、道路と併せて工事するというので、その部分が若干メートルが減りましたので、こちら減額という形になっております。それと、最後に5工区になります。当初の請負金額、6,247万8,000円でございます。変更請負金額が6,191万8,669円でございます。これは、先ほども申し上げましたが、法面の成形と植生の工事が、実施面積が減ったことによる減額でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、すみませんでした。いろいろと設計の実際工事に入りますと、変更が出てまいりますけれども、今まで長年の経験からしますと、いろいろと新規事業の中では、地権者の皆さんたち、その地域の皆さんたちにですね、要するにその新しい計画を図面で示しまして、その理解をいただいて、それから測量に入ったりするわけなんです、なかなかその地権者の皆様方は平面図での説明を受けても、立体的に解釈をするというのが難しいものがございます。ですから、今までは、工事に入って、工事をする姿を見ながら「ああ、これではちょっと自分のところはちょっと不都合だ」というふうな話が出てきよったもんなんです、まあ、今回もそういうふうな状況でございました。で、お伺いをしたいのは、その測量設計のこの入札金額というのは、かなりなこれは金額で、測量設計の金額がはっておったと思うんですが、測量設計の調査の仕方や説明に問題がなかったのか、それについての検証がなされておるかということと、このようにしてから前回もそう

でありましたけれども、立木保障や排出に対しての追加等がございました。前回の工事においてもですね。こういう際において、変更する際の設計変更はどこがするのか、今まで基本設計でされておったところがそのまま延長してされるのか、それとも役場のほうで設計変更をされるのか、工事高が違ってきますから、国・県のほうに上げる報告書も変わってきますので、その手続きについてですね、どこがされるのかということをお伺いをしたい。それと、要するに設計業者、設計の期間ですね、測量設計をされる期間がどの程度の中で、測量設計をされたのか、当時のことでありますので、私が議員になる前のことだったと思うんですが、測量設計の工期というものは何カ月みてあったのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 東 幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） 当然ですね、設計があって、概数で水路等も見ておりましたが、できるだけ地権者の方の要望にはお応えしたいと、できるだけ予算の範囲内で要望にお応えしたいということで、箇所数が増えております。当然、大幅な変更でなくて、水路というか、通り道の追加でございますので、町の技術者が設計変更しております。

○議長（田上更生君） 野尻審議員。

○建設課審議員（野尻光也君） ただいまの佐伯議員の御質問についてお答えいたします。

普通ですね、熊本県の基準書で設計をしていきます。大体、1,000万を超えると、測量の工期は最低でも3カ月、4カ月、それと設計が1億になると、委託は1年ぐらいは必要かと思います。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。まあ、この道路の総工事費高を見れば、当然設計額をあげてきますから、かなり長い工期の中で設計をされたんだというふうに、測量設計をされたんだというふうに思います。ですから、そうなってくると、地元のほうに入る期間は、かなりな期間入っておられたはずなんですよね。そうなってくると、地元の皆さんたちとの接点もかなりな形であったと思うんですが、きょうの変更でもあるように、個人敷地への乗り入れ箇所の増加であったりするということが発生するというのが、私にとっては不思議でならないわけなんです。長い期間、測量設計にあたっておる分、その長い期間の間では、必ず、その土地の利用されておる地権者の方たちとの交流もあったはずなんですが、

なぜそれが、今回実際工事にあたって、そういうふうな追加が発生しなければならなかったのかということです。ですから、冒頭申し上げましたとおり、地権者の皆さんたちは平面図では、実際どういう形状になってくるのかというのはわかりづらいものがありますから、立体的に見るのは、やはり工事に入ってからだというふうに思うんですが、やはりこういうふうにして、変更があつたら役場の職員がその変更設計をするということになってくると、やはり仕事が増えるわけなんですね。職員のほうに。後々今度は、13日に一般質問もしますけれども、やはり当初計画したもんから変わってくることによってからの変更するとのほうが体力を要するわけなんです。ですから、多額の金額で測量設計の入札をしておるならば、私は変更があつたら、当然その測量設計を受けた会社が、私は最後まで面倒を見るもんだというふうに考えておりましたから、大変だと思いました。ですから、やはり今後、測量設計をする際には、十分やっぱりそれに隣接する地権者の皆さんたちとの意見の交換をしながらやっていかないと、また入札はするんだけど、工事に入つたとたんに、ここが不都合だ、ここがいらんことだったとかいう問題が出てくると私は思いますので、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 建設課長 東 幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） はい、今後はですね、設計変更がないようにですね、十分精査して努めてまいります。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 佐伯議員の御質問にお答えをさせていただきます。

確認を議員、させていただきたいのが、今後設計の発注に関して、変更契約も全部、何年かかろうが、その中は最初の受注金額の中に入れて、入札をしていただきたいということでしょうか。

○議長（田上更生君） 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） そういうことで、受注契約の中に今から生ずるであろう変更工事の金額を入れて入札をするのではなくして、要は、測量設計をした会社に変更がないように、いつもプレッシャーをもって、より一層その地域の問題点を汲み上げて設計をするようなシステムをつくっていただきたいということです。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議員、私、それ無理だと思います。もしそれができるとするならば、過去の行政の諸先輩方いらっしゃると思いますが、されてると思います。それと、はっきり申し上げたいのが、指名委員会で指名なされて、そのルールの中です、入札が行われておりますので、私がマニフェストで示しているとおり、国・県の総合評価方式での入札になっておると思います。それと、もう一点、これは私も最初に現地に何回も入りまして、住民説明に入りました。当時の建設課長は松本課長だったと思いますが、確かに議員がおっしゃるとおり、立体的に解釈するのは非常に難しいと思います。最初に、当時の後藤英範前議員さん、本田議員さん今いらっしゃると思いますが、説明会のときもですね、これだけの工事になると、後で要望なされても、単独事業、すなわち、普通の過疎債の事業だったり辺地事業だったりだったら、変更計画がやりやすいです。町でやりますから。しかし、この防災安全交付金事業は、基本的にはなかなかこの変更というのが、難しいというのが現状でございます。ちなみに今後は、更に難しくなるということを先般国が発表したようなことが国土強靱化計画に基づく、基礎計画をつくったところしか、今後補助事業には乗らないというような方針を、今国が示しておりますので、今後私が、私の任期中の発注はもうないんです、いや、あると思いますが、今議員にお聞きしたかったのが、そこを例えば要綱で入れるとかなんか、仕事発注するところで入れていただきたいというところに関しては、副議長も大変ベテランでございますので、なかなか入れづらいなあというところはやっぱり御理解をさせていただきたいなあというふうに思います。当然、議員がおっしゃるとおりに、そこに対して圧ではなくて、話し合いの中で、やはり常に設計会社とは担当職員が話し合ってやっていくべきだということは、今議員からの御指摘で認識いたしましたので、そのとおりにさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） よろしく願いをいたします。何でこういうふうな質問をしたのかというと、実際工事に入ってからの変更がちょっと目に付くというふうなことを私は感じたものですから言わせていただきました。入札する際に、予算額に対して変更があるであろうというのを仮定してですね、その金額を入れてすることなどというものは一切私は考えておりません。何でこれだけ厳しいのかと言うと、やはり言われたとおり、国の交付金事業でやっておるということは、やっぱり国の会計検査対象であるということでもあります。この議会は通っても、会計検査院

では通らないということもあります。ですから、事前にですね、そういうふうなプレッシャーを持った中で工事に入っていないと、一般財源でやる分については、住民の皆さんたちからいろいろ要望があれば、柔軟にそれに応えていくことは可能であると思うんですが、特に、やっぱり県の交付金事業であつたり、国の交付金事業であつたりすると、それぞれの監査対象・検査対象でありますから、変更はなるべくないように、そして一番最初に工事に入る前に、ある程度の要望事項においては吸い取れるだけ吸い取って、そして予定額の中でそれを入れて、発注ができるようにやっていかないと、安易に、こういうふうにやっていくと、後々問題が生じる恐れがあるから、申し上げをしたわけでございますので、よろしくお願いをさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号から議案第58号まで、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。11時10分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第14 議案第59号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（田上更生君） 日程第14、議案第59号、熊本市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 議案第59号で御提案いたしました、熊本市町村総合事務組合の規約の一部変更について、提案理由の説明をいたします。

規約変更の内容としましては、平成30年10月1日より、熊本市町村総合事務組合の構成団体である「独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」が、「くまもと県北病院機構設立組合」へと名称変更したため、規約の一部を変更する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により、御提案するものでございます。御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、熊本市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第60号 高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第15、議案第60号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 議案第60号で御提案いたしました、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をいたします。

第1条は、宿日直手当と一般職員の給与に関する条例の一部改正であり、平成30年の人事院勧告並びに熊本県人事委員会勧告に基づき、宿日直手当を現行の4,200円から4,400円に引き上げ、また、勤勉手当の支給率を年間0.05月分引き上げるため、12月期分で調整するものでございます。行政職給料表については、初任給を1,500円、若年層については1,000円程度、その他はそれぞれ400円程度の引き上げを基本に、本年4月に遡って給与の改定を行うとともに、医療職給料表についても同程度の改定を行うものでございます。

また、2条につきましては、一般職員の給与に関する条例の一部改正であり、第1条で引き上げた勤勉手当の支給率を平成31年度からは、6月期、12月期で平準化するものであります。

第3条につきましては、特定任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものであり、特定任期付職員の給料表について、人事院勧告を基に、熊本県の条例にならった内容に改正するものであります。

御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第61号 平成30年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第16、議案第61号、平成30年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第61号で御提案いたしました、平成30年度高森町一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,713万2,000円を追加し、予算の総額を51億2,719万2,000円とするものでございます。

予算書の5ページをお開きください。地方債の補正でございます。6月から7月にかけての梅雨前線豪雨により被災した道路、また農地及び農業用施設の復旧工事を行うため、公共土木施設災害復旧費債及び農林水産業施設災害復旧費債をあわせて、2,250万円借り入れるものでございます。事業の詳細につきましては、後ほど歳出の説明の際に概要書を用いて御説明を申し上げます。

続きまして、8ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明をいたします。

第10款地方交付税につきましては、特別交付税を1,000万円追加計上しております。こちらにつきましても、後ほど歳出の際に概要書を用いて御説明を申し上げます。

続きまして、第14款国庫支出金につきましては、4,842万円を増額計上をいたしました。内訳といたしましては、障害者自立支援給付費等、国庫負担金が840万円、公共土木施設の災害復旧にかかる国の負担分が4,002万円の増額となっております。

続きまして、9ページをお開きください。第15款第1項県負担金につきましては、障害者自立支援給付費等、県負担金を420万円増額いたしております。こちらにつきましては、先ほどの国庫支出金でも計上をいたしておりましたが、障害福祉サービスや車いす購入などの補装具給付事業となっておりまして、負担割合が国が二分の一、県が四分の一となっております。

続きまして、第15款第2項県補助金につきましては、各事業合わせまして、1,677万3,000円を追加計上をいたしました。この要因としましては、農地中間管理機構集積協力金や環境保全型農業総合支援事業補助金といった農林水産業費県補助金が572万2,000円、農業災害復旧事業費補助金が884万円となっております。

続きまして、10ページをお開きください。第18款繰入金につきましては、財源調整のため、財政調整基金を4,628万6,000円増額させていただいております。また、ふるさと応援基金から、240万繰入れ計上いたしておりますが、こちらにつきましては、町民の方々に御好評をいただいております、明るい街路灯補

助金の最終追加分に充当するためのものとなります。

11ページを御覧ください。第21款町債につきましては、地方債の補正で御説明させていただきました公共土木施設災害復旧費債及び農林業施設災害復旧費債につきまして、合計2,250万円を計上いたしております。

続きまして、歳出のほうの御説明をさせていただきます。

12ページをお開きください。今回、職員給与等の改定により、全体的に給与及び職員手当、共済費等の補正を行っております。こちらは人事院勧告に基づくものとなります。主な内容としては、初任給を1,500円、若年者を1,000円、その他の職員は400円程度のベースアップとなります。また、勤勉手当が0.05カ月分の増加、宿日直手当が4,200円から4,400円へ200円の増額となります。

第2款第1項第16目交通安全対策費につきましては、歳入でも御説明させていただきました、明るい街路灯補助金の最終追加分について、240万円を計上いたしました。今回の補正分を含めまして、今年度70の地区、501基の街路灯を設置させていただく予定としております。

14ページをお開きください。第3款第1項第2目障害福祉費につきましては、歳入で、国及び県の負担分を計上している事業も含め、合計1,951万5,000円を追加計上しております。障害福祉サービスにつきましては、一人当たりの単価も増えていることに伴い、今回全体的に増額計上させていただいております。

続きまして、17ページをお開きください。第5款第1項第11目農地整備費につきましては、草部地区の農業基盤整備着工に向け、換地等調整を実施してきたところでございますが、基盤整備を実施する予定の農用地の不足が判明いたしました。その不足分を補うため、今回50万8,000円を追加計上をいたしました。

18ページをお開きください。第6款第1項第6目温泉館管理費につきましては、経年劣化による修繕に対応するため、今回100万円を計上をさせていただきました。今後も想定外のトラブルや修繕が想定され、また補正の必要が出てくる可能性もございますので、しっかり対応させていただければというふうに思っております。

続きまして、19ページを御覧ください。第7款第2項第2目道路新設改良費につきましては、912万1,000円の追加計上をさせていただきました。主な内訳といたしましては、西原・前原線の工事に伴う根株の産廃手数料として360万円、横町湧水館線につきましては、警察との協議の中で警察のほうから御指摘があ

り、道路設計の変更に伴い、追加で用地買収することとなったため、用地の購入費等として509万円の追加計上とさせていただきます。どちらの経費につきましても、今後、起債の二次協議で申請する予定であり、財源が一般財源の負担とならないように取り組んでいく予定でございます。

21ページをお開きください。第11款第1項第1目元金につきましては、地方債の元利償還金の元金部分に係る経費を1,460万円追加計上させていただきます。こちらにつきましては、昨年度、緊急防災減災事業債を借り入れて実施いたしました災害情報システム及び備蓄倉庫について、耐用年数の関係上、早期の償還が必要となりました。その結果、当初の見込みより元金が不足したことによる補正になります。起債の償還は、年2回に分けて行っており、上期の償還が終わった後に、起債台帳と実際に下期に必要な償還額との確認を行って補正するために、今回12月の計上となりました。

最後に、予算書とは別にプリントしております補正予算概要書に沿って、主な事業について御説明申し上げますので、準備をよろしくお願いいたします。

ページ数の1ページをお開きください。環境保全型農業総合地区支援事業補助金について御説明を申し上げます。これは、熊本県の補助事業を活用し、経年劣化しているアグリセンターのホイルローダーを購入するために、歳入を472万5,000円計上をいたしました。歳出につきましては、既に当初予算にて御承認をいただいております。今回は、新たに補助事業の採択に伴い、歳入のみ計上いたしました。同補助金につきましては、一昨年度ですね、アグリセンター堆肥舎建設にも活用していることと、県全体の予算がかなり少ないということで、採択は困難という見込みから、予算計上をしておりましたが、今回、担当課また副町長にも御尽力いただき、しっかり説明をさせていただき、採択を県からいただきまして、補助金が確定しましたので、補正計上したものでございます。私が聞いている範囲ですが、県全体で約1,200万円の内の500万円が高森町に、約500万円が補助採択になったというふうに聞いております。

続きまして、2ページを御覧ください。高森総合センター、喫煙室設置工事について御説明を申し上げます。補正3号で議会のほうからも御承認をいただきました、高森総合センターの階段のところにあります喫煙場所の移設について、事業費が変更となりました。その経緯といたしましては、特別交付税の算出根拠となります基礎数値のメニューに指定屋外分煙施設の整備が新規に追加されました。また、これ追加されたのは大変最近でありまして、総務課の担当のほうで情報を早く収集

してたということと、議会のほうのたばこ議連の議員の先生方が頑張っていたということになります。このことによって、事業費の50%程度がですね、特別交付税、特交で措置される見込みとなったことによるものでございます。そのためにはですね、きちんと区画されたコンテナ型のものにすることや、天井に排煙の設備を設置するなどの、厚生労働省の示す基準を満たす必要が出てまいりました。今回、追加分の事業費を140万計上させていただきました。このことにより、補正3号を議会のほうから御承認いただきました時点の予算から、町の負担を変えずに厚労省の基準を満たし、より分煙機能を高めた喫煙所を設置できることになるのではないかとこのように考えております。

続きまして、番号3番をお開きください。3ページでございます。地域IoT実装推進事業について御説明を申し上げます。

児童・生徒の学力向上や、ICTにおける知識や技術の蓄積のため、総務省の事業を活用し、タブレット端末の導入を行います。本町における既存のICT環境は、全国でも有数の設備を誇っており、そうした環境に加え、個人のタブレット端末を充実させることで、テレビ会議システムによる遠隔授業の更なる加速、タブレット端末を子どもたちが持ち帰ることによる家庭学習、小・中連携のプログラミング教室の充実の実施などが可能となります。議員の皆さん御承知のとおり、タブレット端末の教育現場への導入については、補助事業がほとんど存在していません。ふるさと納税など、どこの市町村も、自治体単独で財源を確保する必要があるのが現状でございます。今回、総務省のほうにですね、同事業の提案を行いました。地域IoT実装事業推進評価会で、こちらの提案が認定されたことから、事業費の2,000万円の内、1,000万円が特別交付税、特交で措置されることとなります。また、今回、総務省と協議の際には、本田副町長が在籍をされておりました熊本県市町村課の職員の皆様に様々な御助言をいただき、事業採択の内示をいただいているところでございます。ちなみに熊本県内での採択は、高森町のみというふうに、私自身は聞いておるところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。公共土木施設の災害復旧工事について御説明申し上げます。地方債及び歳入の際にも御説明いたしましたが、6月から7月にかけての梅雨前線豪雨により被災した道路等の復旧にかかる経費を計上させていただきました。今回計上させていただいたのは、工事請負費の6,000万円であり、測量設計の196万6,000円につきましては、早急に国の査定を受ける必要がありました。そのために、既に予備費で対応させていただいております。事業

費合計が6,196万6,000円の内、補助金が4,002万円となりまして、それを差し引いた2,194万6,000円の内、2,180万円を地方債借入れ予定といたしております。

なお、これは災害復旧ですので、借り入れる地方債は、補助災害復旧事業債となり、交付税措置率が95%、金額にして約2,070万円が措置される見込みでございます。

続きまして、5ページをお開きください。農地等災害復旧工事について御説明申し上げます。こちらにつきましても、公共土木施設と同様、6月から7月にかけての梅雨前線豪雨による災害復旧になります。町内5カ所の農地及び農業施設の復旧工事を実施予定でございます。工事の請負費の合計が1,462万4,000円となっており、測量設計費115万6,000円につきましては、公共債と同様に国の査定を受ける必要があったため、既に予備費にて対応をいたしておるところでございます。事業費合計1,578万の内、884万1,000円が熊本県からの補助でありまして、受益者負担が578万3,000円となります。農地等の災害復旧工事につきましても、工事費の5%以内であれば、測量設計費に地方債を借り入れることができ、70万円を借り入れ予定としております。こちらも交付税措置率が95%、金額にして約66万円が交付税として措置される見込みでございます。

なお、県のこの補助金につきましては、今後嵩上げが、割合のアップが見込まれますので、その場合は受益者負担が減少することとなります。

以上、今回御提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

大変、予算取りには苦労されておることと思いますが、財政のほうにお伺いしたいと思います。先般の議会で地方交付税、当初は20億でありましたけれども、減額されておまして、今いろいろやっておる事業については、特別交付税で措置されたり、いろいろやりくりをされておるんですけれども、純粋な地方交付税の額です、ね、決定をしておるようであれば、純粋に高森町に入ってくる国からの地方交付税の額等についてを御報告をいただきたいと思います。

それと、明るい街路灯の補助金、大変喜ばしいことでございます。それぞれの区

がそれぞれで工事をされると思いますけれども、その点についての流れ等をお聞かせをいただきたいと思います。

それと、農林水産事業費で、南郷檜育成技術、それに南郷檜の枝打ち補助金と、えらい南郷檜のほうには予算がかかっとなります。皆さん方、町内を回られれば分かると思うんですが、その中で、意外と全伐をされておる山が目に見えるわけですね。道路の付いてる山で。そこあたりについて、今後、植林等の計画はどうなっていくのか、それに対しての補助事業等があるのかどうかというのもお聞かせをいただきたいと思います。

それと、あと、これ建設課のほうだと思うんですが、農地等災害復旧費、これ21ページなんですけど、先般お聞きいたしましたけれども、主に高森町は、水田地帯と畑作地帯がございます。水田地帯については農業災害で災害復旧申請をしても、受益者負担の方たちはほとんど軽微に負担が済むということで、復旧は進むんですが、農地等についてはなかなかやっぱりその個人負担が高くなってくるものですから、畦畔や土手が壊れてもそのままであったり、農道が壊れてもそのままであったりすることが多かったんですが、今回県のほうからの嵩上げ等も利用しながら、農地等、設備等、施設等の補助事業もやっていただけるということで、大変歓迎をするわけなんですけど、畑を持っておられる農家の皆さんたちからしたときに、どういう場合において、どういうふうな補助事業で、補助金の額で、受益者が負担してということが分かれば、いろいろと役場に対して御相談があるのではないかなと思いますから、今回の例を挙げて、災害復旧費、農地等災害復旧費の例を挙げていただいて、御説明を再度詳しくしていただければ幸いかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

まず、普通交付税の決定額ということですね。本年度の普通交付税は、18億6,272万4,000円ということで決定をしております。ただ、今後、最後に交付税を算出する場合に、国の地方財政計画というのがありますが、その中で交付税の額というのを、まず全国の交付税額という予算を決めておりますので、そのパイの中に合わせるために、調整率というのを最後にかけるようになっております。その調整率が復活すれば、あと240万円増額になる予定であります。よろしいでしょうか。

それと、明るい街路灯の流れということですが、本年度に限りまして四分の三の

補助金ということで、街路灯事業を行っております。流れとしましては、各地区、各隣組とか、3戸以上の街路灯組合を設立してもらいまして、その規約を設けた団体の方に、駐在員を通して、駐在員さんが把握した上で、街路灯の補助の申請をしていただいております。先ほど予算の説明の中で、町長が申されましたが、本年度、一応申し込みはもう締め切っておりますので、ただいま70組合、501基を予定しております。街路灯事業につきましては、いろいろ地区によって要望というか、整備の仕方が違いますけど、LED電球とかの交換することによって、電気代が半減するとか、維持管理経費が大幅に減少することとなりますことから、公的施設の整備補助事業ということで、今年度に限り、二分の一を四分の三の補助ということで嵩上げして行っているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 荒牧 久君。

○農林政策課長（荒牧 久君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

南郷檜につきましては、山村振興活性化交付金ということで、苗木の補助等を充当しております。また一般の植林につきましては、県の補助等を用いて、補助がありますので、これは個人の方が森林組合等へ申請をされまして、補助を使って木を植えられるというようなこと、システムになっております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 建設課長 東 幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） それでは、佐伯金也議員の質問にお答えします。

農地等災害復旧事業につきましては、通常、農地災について50%の補助、施設関係が65%の補助でございます。申請としましては、まず災害が発生しまして、農政課のほうから建設課のほうに報告が上がってまいります。その後、建設課において調査をしまして、復旧額の推定をしまして、当然個人負担、受益者負担が発生しますので、そこで確約書を取りまして、それから設計作業という形になります。本年ですと10月、11月に災害の査定を受けまして、その後工事に取り掛かります。その後に、嵩上げ分といいますか、補助のアップ分を県に行きましてヒヤリングをして、最終的に完了という形になります。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 荒牧 久君。

○農林政策課長（荒牧 久君） 受益者負担分の補助がないかというような御質問、10番議員さんからの御質問だったと思います。

農地の補助につきましては、災害の補助等につきましては、中山間直接支払い事業がございます。これは個人負担分、個人配分がございますので、それに対応ができるのではないかと思います。ただし、その農地が農振農用地、通常農振地というようになっておりますけど、それが条件でございます。田んぼで約傾斜５％、１００メートル行って５メートル上がりの傾斜ですね。それから牧野ですね。採草放牧地につきましては２７％と、１００メートル行って２７メートル上がりというような、これが急傾斜でございます。緩傾斜につきましては、田んぼで１００メートル行って１メートル、１％ですね。それから、畑や採草放牧につきましては１４％、１００メートル行って１４メートル上がりの勾配というふうになっております。ですから、牧野道で農災があった場合は、こういった中山間の個人配分で対応できるのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田上更生君） １０番 佐伯金也君。

○１０番（佐伯金也君） はい、１０番 佐伯です。

農地災害について。農地と主に見られるのはやっぱりその畑であり、牧野であり、まあ水田も入るんですけど、畦畔と土手というふうな形でとらえればいいと思うんですね。それはもう、農業用の畑でいえば、最初から５割だという補助事業だと思うんですが、農業用施設についてはスタートが６５％、補助金の額がですね。あと、県とのいろいろとの交渉の中において嵩上げはしていくだろうということがあります。その嵩上げの中において、受益者負担が発生する分については、今、農振課長のほうから言われた中山間地の直接払い制度を利用して、その当該農地が農業振興地域であったり、中山間地の指定地域であれば、その直接払いをそれに加えることができるということでございます。ですから、今までですね、路地の、要するに水田以外の農地を持っておられた皆さんたちが、なかなか踏み切れなかったわけですね。大雨があって、要するに農道が壊れて、土手が壊れて農道が壊れてっていう形でいろいろと復旧もしたいんだけど個人負担が出てくるからということで、なかなか復旧活動ができなかったわけなんですけど、今回このようなことが表に出てきてくれたおかげで、それに困っておられた方たちも恐らく役場のほうに相談をしてきていただけるもんだというふうに思っておりますが、ただ、私が心配するのは、対応がね、心配なんですね。受付が農林振興課、そして、対応していくのが建設課ということで、非常に変則なんですね。建設課においては、土木用の公共災害のほうも見られておるわけで、そうした中において農地災害等についてもやって

いくという、公共災害は1回の査定において補助額が決定するわけで、この今言われた農業用施設の補助については、最初スタート65%で変動があるということでもありますから、その変動ごとに担当課のほうでそれに合わせた書類の作成をしていかなければならないというふうに思いますけれども、そうなってくると、職員の仕事の量も増えてくるわけで、それは当たり前のことかもしれませんが、その手続等について、流れ等について、受付は農林振興課、実行は建設課という流れが、これがスピード感とも一緒になってくるかと思うんですけれども、対応的に今後、私は少し検討する余地があるのではないかなと思っておりますけれども、その点については町長か総務課長か、どちらかが担当するかと、所管、管理する課としてあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） ただいま、10番 佐伯議員の質問にお答えしたいと思います。

実際、言われたとおり、仕事の流れというのは農業土木災害、建設課で、受付は農林政策課ということでやっております。以前は分かれていたと思います。農業土木災害についても公共災についても、建設課に技術者っていうかおりますので、職員が2名おります。その中でやっぱり専門的な設計とかその後の工事の分とか、検査とか、そういうところをしていく上で、やはり建設課のほうでちゃんと管理ができるということで、今の現状になっていると思います。今後ですね、今言われたこともちょっと検討するというか、そのようにいたしたいと思います。機構改革とか事務の分掌の変更とかは、政策的なものにもなりますので、町長と協議をいたしまして、考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

————○————

日程第 17 議案第 62 号 平成 30 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 17、議案第 62 号、平成 30 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第 62 号で提案いたしました、平成 30 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ 9 万 5 千 100 円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ、1 億 5,023 万 8,000 円とするものでございます。

6 ページをお開きください。歳入予算について御説明申し上げます。

6 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金につきましては、特別調整交付金を 27 万円増額しております。システム改修に伴う県補助金でございます。

10 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 6 万 8 千 100 円を増額しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

7 ページを御覧ください。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費につきましては、給与改定に伴う経費並びに電算システム改修費を計上しております。

2 款保険給付費、2 項 1 目一般被保険者高額療養費、19 節負担金補助及び交付金を 1,000 万円増額しております。

同款 1 項 2 目退職被保険者等療養給付費からの組替えを行いました。

8 ページ、予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第63号 平成30年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第18、議案第63号、平成30年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第63号で提案いたしました、平成30年度高森町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ206万7,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、10億7,176万5,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

3款国庫支出金、1項5目保険者機能強化推進交付金を125万7,000円増額しております。これは、本年度から新しく設けられた交付金で、地域支援事業費に充当するものであります。

6款繰入金として、一般会計より81万円繰り入れております。

続きまして、7ページを御覧ください。歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、給与改定に伴う経費並びに介護保険関係のシステム導入に係る経費を計上しております。

8ページをお開きください。

7款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金を50万円増額しております。予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について説明いたしましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第19 議案第64号 高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第19、議案第64号、高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 東 幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） 議案第64号で御提案いたしました、平成30年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出予算のみで予算調整を行っております。その主なものとしまして、先の人事院勧告に伴う人件費の補正を行うものであり、歳出予算のみの補正を計上しております。

6ページをお開きください。第1款水道費の一般管理費におきまして、職員の人件費に係る給料、職員手当等の増額と、第4款予備費におきまして、減額によって予算調整を行っております。

以上、今回提案をしております補正予算につきまして御説明をしましたが、御審議いただき、御決定賜りますよう、お願いいたします。提案の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号、高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第20、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。12月11日から12月12日までは休会としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、12月11日から12月12日までを休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後0時00分